



食安発0427第5号
平成24年4月27日

PETトレイ協議会会長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する
指針（ガイドライン）について

食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）について別添のとおり各都道府県知事等あて通知しましたので、貴会会員等関係者に対する周知方お願いします。

食安発0427第2号
平成24年4月27日



各 (都道府県知事
政令市市長
特別区区长) 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する
指針（ガイドライン）について

近年、ポリエチレンテレフタレート製ボトル（以下、PET ボトルとする）や発泡ポリスチレントレイ（以下、発泡 PS トレイまたは PSP トレイとする）をはじめとしたプラスチックのリサイクル¹が推進されてきているところであるが、再生プラスチック材料を食品用器具・容器包装に利用するためには、食品衛生上の安全性を確保することが不可欠である。

食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用については、原料となる使用済みプラスチックに混入する化学的な汚染物質が最終製品に残存して食品中に移行し、健康被害を引き起こすような製品が流通しないように、その安全性については十分に配慮がなされなければならない。

そのため、今般、別添の「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」（以下「再生プラスチック指針」という。）を作成するとともに、併せて食品用器具及び容器包装の製造業者及び輸入業者等が食品用器具及び容器包装に再生プラスチック材料を使用するにあたり、個別の安全性について照会する場合の手続きを定め、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下関係業者に対し、周知徹底方よろしく御指導願いたい。

記

第1 運用

再生プラスチック指針については、平成24年4月27日から、ガイドラインとして運用すること。

¹本指針において、リサイクルとは、製品化されたものを再資源化し、新たな製品の原料として利用することを指す。

第2 個別の安全性について照会する場合の手続き

食品用器具及び容器包装の製造業者及び輸入業者等が食品用器具及び容器包装に再生プラスチック材料を使用するにあたり、個別の安全性について照会する場合には、再生プラスチック材料又は、再生プラスチック材料を使用した器具及び容器包装ごとに、以下の内容を含む書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて提出すること。照会に対する回答の際には、必要に応じて食品安全委員会の意見を聴くことがあるが、その場合には食品健康影響評価に必要な毒性試験等のデータなど追加の資料を求めることがある。

(1) 原料管理、再生工程を含む一連の製造工程に関する情報(指針第1の4に関する情報)

- ・原料(特に使用済みプラスチック製品)の保管方法、汚染品、他材質との選別
- ・再生工程(汚染物質を除去する工程)、使用している機器
- ・成型加工工程

※汚染物質を低減させるべく実施している方策等、詳細に記載すること。

(2) 原料の情報(指針第2に関する資料)

- ・原料として使用する使用済みプラスチック製品のクラス、そのクラスの中でもさらに限定する場合は限定内容、材質、由来、使用量、使用割合等
- ・その他に使用する新規材料(新規樹脂、添加剤等)
(再生材料と新規材料を混合使用する場合、再生材料を新規材料(機能性バリア等)で食品に直接接触させない多層方式の場合)

(3-1) 生じうる汚染物質が、製造工程中に除去されることを証明するための試験結果(指針第3の1に関する資料)

- ・代理汚染試験結果(最終製品の用途、使用条件と溶出試験条件等を含む)
- ・代理汚染試験代替法
- ・その他、追加で実施した溶出試験等

(3-2) 製造品質管理に関する情報(指針第3の2に関する資料)

- ・衛生管理(工場内の衛生管理)、原料管理、工程管理等について、標準作業手順書による確認作業を実施している事項等
- ・最終製品等の品質を保証するために実施した試験結果

(4) 食品衛生法への適合(指針第4に関する資料)

- ・食品衛生法第18条に基づく規格基準に関する試験結果

(5) 最終製品に関する情報

- ・最終製品の仕様、用途（使用温度、使用食品の種類、食品と接触する時間（保存期間等）及び回数（繰り返し使用、単回使用等）
- ・食品メーカー、消費者への注意喚起事項と方法

(6) 海外での使用状況

- ・欧米での申請、許可状況等

以上